愛知労働局

Press Release

令和7年3月10日(月) 【照会先】

愛知労働局需給調整事業部需給調整事業第二課

 課
 長
 中森
 幸司

 課
 長
 補
 佐藤
 政行

(電話) 052-685-2555

派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

愛知労働局(局長: 小林洋子)は、下記のとおり、派遣元事業主に対して、本日、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第1 被処分派遣元事業主

名株式会社ネクセル (代表取締役 田口 功貴)所 在 地愛知県豊田市明和町二丁目30番地13許可に関する事項許可番号 派23-303904

許可年月日 令和4年4月1日

第2 処分内容

労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令

第3 処分理由

株式会社ネクセルは、令和7年2月4日付で労働者派遣法第50条に基づき、労働者派遣事業の運営上必要な書類の報告を求めたにもかかわらず、報告期限までにこれを提出することなく、労働者派遣法の規定に基づく命令の規定に違反し、また、労働者派遣法に基づく適正な労働者派遣事業の運営の確保及び派遣労働者の保護が十分に行われているとは認められないこと。

第4 労働者派遣事業改善命令の内容

- (1) 労働者派遣事業の全てを対象として、労働者派遣法に基づいた適正な事業運営が図られているか点検を行い、違反があった場合には速やかに是正するとともに、今後、同様の違反が生じることのないよう発生の経緯と原因を分析し、再発防止に向けた措置を講じること。
- (2) 労働者派遣事業の実施に関し、派遣元事業主として求められるべき労働関係法令に関し理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を徹底するための措置を講じること。

【参考】

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。)(抄)

(改善命令等)

第四十九条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律(第二十三条第三項、第二十三条の二及び第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定を除く。)その他労働に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。2(略)

(報告)

第五十条 厚生労働大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、厚生労働省令で定める ところにより、労働者派遣事業を行う事業主及び当該事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける 者に対し、必要な事項を報告させることができる。

(権限の委任)

第五十六条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。 2(略)